



発行 東京都

目次

規則

告示

- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……(建設局公園緑地部公園課)……一
- 新たに生じた土地の確認(青ヶ島村)……(総務局行政部市町村課)……二
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……(都市整備局市街地整備部再開発課)……三
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……(同)……三
- 市街地再開発事業の規約の変更認可……(同)……三
- 建築基準法による意見の聴取……(都市整備局市街地建築部調整課)……三
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……(環境局総務部環境政策課)……四
- 生活保護法による医療機関等の指定……(福祉局生活福祉部保護課)……八
- 生活保護法による指定医療機関等の変更、廃止及び休止……(同)……三
- 生活保護法による医療機関等の指定の辞退……(同)……五
- 保安林の指定(二件)……(産業労働局農林水産部森林課)……六

規則(教)

- 東京都教育委員会行政手続条例施行規則の一部を改正する規則……一六
- 東京都教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則……一七

告示(選)

- 葛飾区長選挙における選挙の効力に関する審査申立てについての裁決……一七

告示(公)

- 認定教育実施者の届出事項の変更届出……三
- 運転免許取得者等検査の認定……三
- 指定講習機関の特定講習の廃止……三

公 告

○土地収用法による収用の裁決手続開始……(東京都収用委員会)……三

規 則

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二 二の部(二)の項中

恩賜上野動物園飲食店	第一号(東園)	一月	百五十四万七千七百円	を
	第二号(西園)		九十九万六千三百円	
恩賜上野動物園飲食店	第一号(東園)	一月	百五十四万七千七百円	に
	第二号(西園)		九十九万六千三百円	
代々木公園飲食店	第一号(東園)	一月	百五十四万七千七百円	
	第二号(西園)		九十九万六千三百円	
代々木公園飲食店	第一号(東園)	一月	六十七万五千四百円	
	第二号(西園)		六十七万五千四百円	

改める。

附 則

この規則は、令和八年四月九日から施行する。

告 示

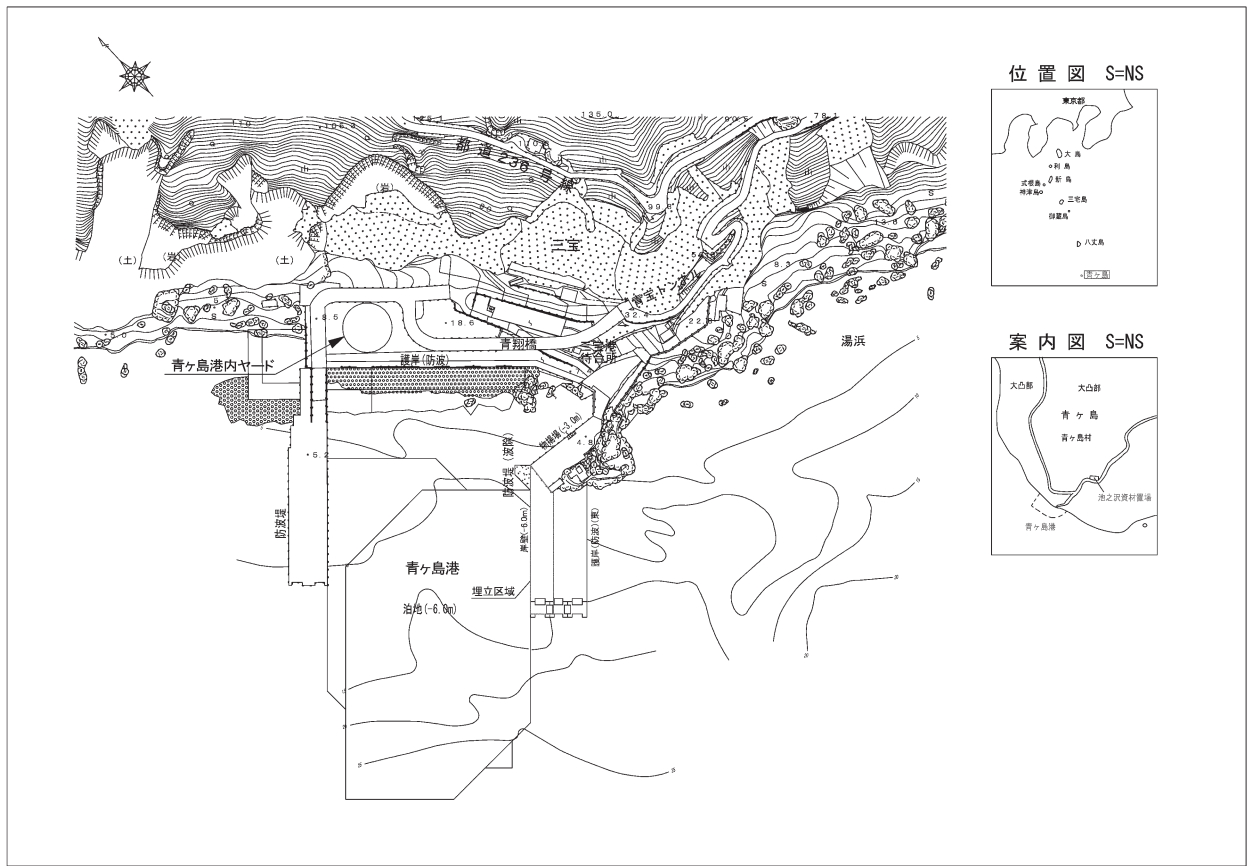
●東京都告示第五百七十二号

青ヶ島村長から、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、令和八年三月十三日付けで同村の区域内に次の土地が生じたことを確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月八日

東京都知事 小池百合子

- 一 所在 青ヶ島村三宝地先青ヶ島港湾区域内公有水面
- 二 面積 一、二九五・九八平方メートル



●東京都告示第五百七十三号
 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づきJR小岩駅北口地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

JR小岩駅北口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年一月二十四日から令和十三年三月三十一日まで

で

三 施行地区

江戸川区西小岩一丁目、西小岩三丁目及び西小岩四丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

江戸川区西小岩一丁目十九番二十九号エトワールビル

令和二年一月二十四日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和八年四月八日

●東京都告示第五百七十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、

次のように告示する。

令和八年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年十一月十四日から令和十年七月三十一日まで

で

三 施行地区

港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区虎ノ門三丁目八番十九号

平成三十年十一月十四日

五 変更の内容

事業施行期間を令和八年九月三十日までに短縮する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年四月八日

●東京都告示第五百七十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業の規約の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

東日本旅客鉄道株式会社及び野村不動産株式会社

二 事業施行期間

令和元年八月二十三日から令和九年九月三十日まで

三 施行地区

板橋区板橋一丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

新宿区西新宿一丁目二十六番二号新宿野村ビル

六 施行認可の年月日

令和元年八月二十三日

七 変更の内容

事務所の所在地を港区芝浦一丁目一番一号に変更する。

八 規約の変更の認可の年月日

令和八年四月八日

●東京都告示第五百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第五項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和八年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 令和八年四月十六日（木曜日）

午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十一階十一A会議室

三 書面の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都

建築敷地 千代田区日比谷公園二番地の一部ほか
地域地区 第一種住居地域、準防火地域及び千代田区
等 駐車場整備地区

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 観覧場及びその他(ごみ集積場)

敷地面積 約一二、一五五平方メートル

建築面積 約四、八〇六平方メートル

延べ面積 約七、六五六平方メートル

構造及び 鉄骨鉄筋コンクリート造ほか

階数 地上三階ほか

高さ 一七・五〇メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

●東京都告示第五百七十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)府中朝日町商業施設計画について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月八日

東京都知事 小池百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
三井不動産株式会社
代表取締役 植田俊

中央区日本橋室町二丁目一番一号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)府中朝日町商業施設計画

自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、府中朝日町三丁目八番一号他に位置する計画地に商業施設の建築及び自動車駐車場の設置を行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和八年四月八日から同月二十二日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 府中市生活環境部環境政策課
府中市宮西町二丁目二十四番地 府中市役所「お

もや」三階

イ 調布市環境部環境政策課

調布市小島町二丁目三十五番地一

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し選定した項目について、現地調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(6)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
大気汚染	<p>①工事の施工中 <建設工事の稼働に伴う大気質> 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.055ppmであり、評価の指標(0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)内に収まる。建設機械の稼働に伴う寄与率は54.2%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.039mg/m³であり、評価の指標(0.10mg/m³以下)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は22.1%である。 工事の実施にあたっては、施工計画を十分に検討し、建設機械の過度な集中を避けるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努め、アイドリングストップを周知徹底する等の環境保全のための措置を徹底し、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。 <工事用車両の走行に伴う大気質> 二酸化窒素濃度の年平均値の年間98%値は0.028072～0.028758ppmで、評価の指標(0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は1.33～1.73%である。 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の年間2%除外値は0.026799～0.026873mg/m³で、評価の指標(0.10mg/m³以下)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.02%である。</p> <p>②工事の完了後 <熱源施設の稼働に伴う大気質> 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.029531ppmであり、評価の指標(0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は8.57%である。 <関連車両の走行に伴う大気質> 二酸化窒素濃度の年平均値の年間98%値は0.027821～0.028665ppmで、評価の指標(0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)を下回る。関連車両の走行に伴う寄与率は0.13～2.41%である。 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の年間2%除外値は0.026818～0.026899mg/m³で、評価の指標(0.10mg/m³以下)を下回る。関連車両の走行に伴う寄与率は0.01～0.12%である。</p> <p><駐車場利用車両の走行に伴う大気質> 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.028158ppmであり、評価の指標(0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)を下回る。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は5.38%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.026844mg/m³であり、評価の指標(0.10mg/m³以下)を下回る。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は0.20%である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
騒音・振動	<p>①工事の施工中 <建設工事の稼働に伴う建設作業騒音・振動> 建設機械からの騒音レベルの最大値は、計画地の敷地境界北側付近で70dBであり、「指定建設作業に係る騒音の基準」を満足する。 建設機械からの振動レベルの最大値は、計画地の敷地境界北側付近で60dBであり、「指定建設作業に係る振動の基準」を満足する。</p> <p><工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動> 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、昼間59～64dBであり、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」を満足する。 工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベルは、昼間40～48dB、夜間38～47dBであり、「日常生活等に適用する振動の規制基準」を満足する。</p> <p>②工事の完了後 <駐車場利用車両の走行に伴う騒音> 昼間の等価騒音レベルの最大値出現地点は、計画地の敷地境界南側付近で55dBであり、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」を満足する。 夜間の等価騒音レベルの最大値出現地点は、計画地の敷地境界南側付近で44dBであり、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」を満足する。</p> <p><設備の稼働に伴う騒音・低周波音> 朝・昼間・夕の騒音レベルの最大値出現地点は、計画地の敷地境界北側付近で37dBあり、「工場・指定作業場等に係る騒音の規制基準」を満足する。 夜間の騒音レベルの最大値出現地点は、計画地の敷地境界東側付近で30dB未満であり、「工場・指定作業場等に係る騒音の規制基準」を満足する。 設備の稼働に伴う低周波音の特性音圧レベルの最大値出現地点は、計画地の敷地境界南側付近で68dBであり、感覚閾値の100dBを満足する。 1/3オクターブバンド音圧レベルの最大値出現地点は、計画地の敷地境界南側付近で62～86dBであり、心理的影響及び生理的影響の参考値を満足する。なお、機器の選定にあたっては低周波音の発生源レベルが小さいものを選定することにより、低周波音の影響を低減する。</p> <p><関連車両の走行に伴う道路交通騒音・振動> 関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、平日は昼間60～65dB、夜間51～58dB、休日は昼間62～64dB、夜間56～59dBである。No.1、No.2、No.3の平日及びNo.4については環境基準を満足する。休日のNo.3の昼間及び夜間において、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」を上回っている。休日のNo.3の夜間においては、現況においても環境基準を上回っている。</p> <p>工事の完了後においては、荷さばき車両の搬入人が一時的に集中しないよう計画的な運行管理、車両のアイドリングストップの周知徹底、利用者に公共交通機関の利用の働きかけ等を行うことにより、影響の低減に努める。 関連車両の走行に伴う道路交通振動レベルは、平日は昼間38～48dB、夜間37～48dB、休日は昼間36～46dB、夜間34～44dBであり、「日常生活等に適用する振動の規制基準」を満足する。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
水循環	<p>①工事の完了後 <計画建築物の存在による地表面流出水量の変化の程度> 本事業では、敷地境界の外周部等を中心に、計画地面積の約13.9%にあたる約5,500㎡の緑地（地上緑地）を新たに整備するとともに、計画地内に雨水貯留浸透施設を設置し、地表面の雨水流出を低減することにより、洪水緩和機能を有する土地になると予測した。 本事業における地下水涵養能力は、豪雨対策計画の対策量600㎓/a以上の雨水貯留浸透施設等を設置することにより、必要対策能力と比較して約253㎓/hr上回ると予測した。 また、地表面流出水の量は、約1.841㎓/hr低減できると予測した。以上ことから、洪水緩和に寄与し、評価の指標に適合するものと考えられる。</p>
日影	<p>①工事の完了後 <計画建築物の設置に伴う冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の変化の程度> 計画建築物による日影が最も長くなる時刻は16時であり、北東側に敷地境界から約170mの日影が生じる。次に日影が長くなる時刻は8時であり北西側に敷地境界から約160mの日影が生じる。 計画建築物により生じる2時間及び3時間の日影線は西～北東側の範囲内に生じるが、いずれも規制対象範囲の内側である。 したがって、計画建築物による日影は、「建築基準法」(昭和25年5月、法律第201号)及び「東京都日影による日影は、中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月、東京都条例63号)に基づき、日影規制を満たすものと予測する。 <日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の変化の程度> 計画地周辺の日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における工事の完了後の冬至日における日影時間をみると、計画建築物による影響はNo.1(最寄民家1)では、約1時間30分増加、No.2(最寄民家2)では、約50分増加、No.3(最寄民家3)では、約10分増加、No.7(多摩町東公園)では、約5分増加するが、計画建築物を可能な範囲で北側敷地境界から離れた位置に配置する措置を講じることにより、影響を低減している。 以上のことから、評価の指標とした「日影規制」を満足すると評価する。</p>
電波障害	<p>①工事の完了後 <計画建築物の存在によるテレビ電波の遮へい障害> 工事の完了後において計画建築物等により、地上デジタル放送については、東京スカイツリー局は計画地西側において、永山局は計画地北東側において、横浜局は計画地北西側においてテレビ電波の遮へい障害が発生する可能性があると予測するが、発生した場合には障害状況に応じた適切な対策を講じることにより電波障害は解消されると考える。 また、地上デジタル放送の反射障害については、地上デジタル放送の伝送方式が持つ特性等から、地域的な反射障害としてほとんど生じないものと予測し、衛星放送は、BS放送及びCS放送についての遮へい障害範囲はすべて計画地内又は計画地に隣接する東側道路の範囲内で収まると予測した。 以上のことから、本事業に係る電波障害は評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足すると評価する。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
景観	<p>①工事の完了後 <計画建築物の設置に伴う主要な景観構成要素の変更の程度及び地域景観の特性の変化の程度> 計画地周辺には、東側に都立武蔵野の森公園、南側に東京外国語大学があり、緑が多い景観となっている。また、南側には東京外国語大学の高層の建築物、西側には高層のマンション及び北側には住居等があり、人工的な景観となっている。 計画地周辺における主要な景観構成要素は、スタジアム通りの街路樹から武蔵野の森公園へと続く奥行きのある緑及び住宅等の建造物などが挙げられる。現在の計画地は草地であり、構造物がない景観から、新たに大規模商業施設が出現する。 本事業では、計画地内、歩行者空間及び道路沿いに緑を配置することにより、街路樹との連続性のある緑地空間を設け、オープンスペースの確保を図ることから、人が集う緑豊かで賑わいのある新しい都市景観が創出されるものと考えられる。 建築物の外壁や柱の色彩は、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和するよう府中景観計画に適合した色彩とし、外壁の基本色は、自然に良くなじむ暖色系を中心とし、周辺との調和を図る計画である。以上のことから、評価の指標「大規模施設と周辺地域との調和に配慮する」を満足すると考える。 <計画建築物の設置に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度> 新たに計画建築物が出現し、眺望の状況が変化し、新たな市街地景観が形成されるが、道路沿いには新たに緑を計画し、緑豊かな空間を設けることや計画地北西側には公園を配置することでオープンスペースを確保し、賑わいまた、計画地中心から約500m以上離れた地点は建物や樹木等により視界が遮られて、計画建築物を認識できないと予測する。 以上のことから、評価の指標「大規模施設と周辺地域との調和に配慮する」を満足すると考える。 <計画建築物の存在による圧迫感の変化の程度> 形態率の変化の程度は、2.6～20.0%の増加があると予測する。 配置計画では、計画地周囲に緑化を施すことにより、歩行者の視点から計画建築物の圧迫感を軽減し、周辺市街地に溶け込む街並み景観の形成を図る。また、道路沿いに緑地を配置することにより圧迫感の影響は低減されると予測する。 以上のことから、評価の指標「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>
史跡・文化財	<p>①工事の完了後 <埋蔵文化財包蔵地の改変の程度> 計画地内には集落である朝日町遺跡(府中市-34-1)が存在する。また、計画地内には埋没谷と凹地があり、その周辺に遺跡が存在することが確認されている。 本事業では、府中市との協議に基づき、発掘調査(面積:約19,700㎡、深さ:0.1-3.0～0m)を実施し、埋蔵文化財の記録保存を行うことにより、埋蔵文化財包蔵地は改変されるが、埋蔵文化財は適切に保存されると予測する。 以上のことから、評価の指標とした「埋蔵文化財の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足すると評価する。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
自然との触れ合い 活動の場	<p>①工事の施行中 <工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度> 工事用車両の経路は、多摩駅入口交差点、府中朝日フロントパーク北交差点、計画地北西及び北東側に位置する交差点を通過する計画であり、武蔵野の森公園への経路となっている。本事業においてこれらの交差点を直接改変することはない。 工事の施行に伴い、一時的に交通量が増えるものの、工事用車両の通行に對し、制限速度の遵守を行い、工事用車両の出入口には交通誘導員を適切に配置するため、武蔵野の森公園への利用経路に与える影響の程度は小さいと考える。</p> <p>①工事の施行中 <建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、発生抑制・再利用・再資源化量、中間処理量、最終処分量及び各工程の方法等> 地中埋設物撤去等に伴う建設廃棄物の発生量は、約3,670 tであり、再資源化量は約3,683 t、再資源化率は約99%である。 廃棄物の処分方法は、可能な限り再資源化・再利用することを基本とし、再資源化・再利用が困難なものは産業廃棄物の運搬・処分の業の許可を受けた業者に委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処理を確認する。</p> <p>新設工事に伴う建設廃棄物の発生量は、約8,549 tであり、再資源化量は約7,795 t、再資源化率は約91.2%である。 廃棄物の処分方法は、可能な限り再資源化・再利用することを基本とし、再資源化・再利用が困難なものは産業廃棄物の運搬・処分の業の許可を受けた業者に委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処理を確認する。</p> <p>新設工事に伴う建設発生土の発生量は、約22,100m³であり、再利用量は約19,448m³と予測する。 建設発生土は発生量の88%以上を工事間利用等により再利用し、その他は許可を得た処分場へ搬出することから、建設発生土は適正に処理・処分されると予測する。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p>②工事の完了後 <施設の供用に伴う廃棄物の排出量、発生抑制・再利用・再資源化量、中間処理量、最終処分量及び各工程の方法等> 施設の供用に伴う廃棄物の発生量は約1,119.3 t/年、再資源化量は約559.8 t/年(約50.0%)、排出量は約559.5 t/年(約50.0%)と予測する。 廃棄物の処理方法等は、可能な限り再資源化することを基本とし、再資源化率の向上に努める。再資源化が困難なものは、産業廃棄物の運搬・処分の業の許可を受けた業者に委託し、適正に処分する。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
温室効果ガス	<p>①工事の完了後 <施設の稼働に伴うエネルギーの使用による温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量及びその削減の程度> 計画建築物の二酸化炭素排出量は約8,944t-CO₂/年であり、削減量は都内平均との比較で約3,422t-CO₂/年、都内上位25%との比較で約324t-CO₂/年と予測した。 本事業では空冷式ヒートポンプ/エアコンの導入や計画建築物の屋上等に可能な限り太陽光発電設備の設置、また、空調、換気、照明等の機器は、高効率機器の導入等により省エネルギー化と温室効果ガス排出量の削減に努めること、さらに、コージェネレーションを採用し、エネルギー効率を高め、温室効果ガスの排出低減に努める。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p>

5. 環境影響評価手続の経過

環境影響評価手続の経過は、表5-1に示すとおりである。

表5-1 環境影響評価手続の経過

手続の経過		
環境影響評価調査計画書の提出		令和6年8月26日
提出後の手続の経過	公示日	令和6年9月10日
	縦覧期間 都民からの意見書 周知地域市長の意見	令和6年9月10日～令和6年9月19日 2件 2件
調査計画書審査意見書が送付された日		令和6年10月25日
環境影響評価項目等選定報告書の提出		令和7年5月28日
環境影響評価書案の提出		令和7年6月2日
提出後の手続の経過	公示日	令和7年6月17日
	縦覧期間 説明会の実施	令和7年6月17日～令和7年7月16日 第1回 令和7年6月27日(金) 第2回 令和7年6月28日(土) (場所：府中市生涯学習センター)
	都民からの意見書	5件
	事業段階関係市長からの意見	2件
	環境影響評価書案に係る見解書の提出	令和7年10月16日
提出後の手続の経過	公示日	令和7年10月31日
	縦覧期間	令和7年10月31日～令和7年11月19日
都民の意見を聴く会		開催なし(公述人の申出がなかったため)
評価書案審査意見書が送付された日		令和8年2月2日

●東京都告示第五百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第四十九条及び第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関及び施術を担当する者を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

指定
令和7年9月分

1 医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	指定年月日
1	まなメンタルクリニック新御茶ノ水	東京都千代田区神田淡路町1-11-8 淡路町UKビル3階	令和7年8月1日
2	おおた循環器内科エコークリニック	東京都千代田区神田駿河台4-1-1 ウェルトンビル4階	令和7年8月1日
3	ベルパーククリニック	東京都中央区東日本橋3-6-12 東日パーク・ビル4階	令和7年9月1日
4	医療法人OJ会 ILCウェルネスクリニック東京	東京都中央区日本橋3-3-12 E-I BLDG. 3階	令和7年9月1日
5	かめじま橋いん	東京都中央区新川2-9-3 藤和新川コープ501	令和7年9月1日
6	トルナーレ内科	東京都中央区日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町208	令和7年8月1日
7	Akira International Clinic	東京都港区西麻布3-17-22	令和7年9月1日
8	AZABU-JUBAN TT HEART CLINIC	東京都港区麻布十番3-10-1 LA CITY麻布十番CELESTE 6階	令和7年7月22日
9	浜松町アイクリニック分院	東京都港区浜松町1-12-9 第1長谷川ビル5階	令和7年9月1日
10	中井駅前耳鼻咽喉科	東京都新宿区中落合1-17-2	令和7年9月1日
11	新宿目白 胃・大腸内視鏡と肛門 うえひら消化器クリニック	東京都新宿区下落合3-17-35 コレタス目白2階	令和7年8月1日
12	GOOD CONDITION CLINIC 浅草橋駅前の心療内科	東京都台東区浅草橋1-30-1 浅草橋東口ビル6階	令和7年9月1日
13	はなみずきファミリークリニック	東京都墨田区八広3-38-6-4階	令和7年9月1日
14	医療法人社団新徳会 深川ギャザリア皮ふ科	東京都江東区木場1-5-9 深川ギャザリア レガール棟2階207区画	令和7年7月1日
15	医療法人社団躍心会 東陽町皮膚科	東京都江東区東陽5-31-21 藤ビル1階	令和7年9月1日
16	大井町あくつ耳鼻咽喉科	東京都品川区大井1-23-7 大井町駅前三井ビル7階	令和7年8月1日
17	Chainon clinique	東京都目黒区青葉台1-27-9 Chainon 2階	令和7年9月1日

18	神泉青葉台皮ふ科	東京都目黒区青葉台4-4-12 S-LINKS 渋谷 地下1階	令和7年8月1日
19	用賀げやき内科 呼吸器内科・アレルギー科	東京都世田谷区用賀4-5-3 ラグゼナ用賀204号室	令和7年9月1日
20	千歳船橋駅前 エムズ子ども・アレルギークリニック	東京都世田谷区桜丘2-27-14 セレンディビティ医療センター2階	令和7年9月1日
21	桜上水駅前内科	東京都世田谷区桜上水5-24-9 桜上水ビル3階	令和7年9月1日
22	椿クリニック千歳船橋	東京都世田谷区船橋3-1-8 アルカステルH-1	令和7年9月1日
23	医療法人社団秀侑会 ささづかホームドクタークリニック	東京都渋谷区笹塚1-58-8-2階	令和7年9月1日
24	下高井戸脳神経外科クリニック	東京都杉並区下高井戸1-1-7 SAKURAレジデンス101室	令和7年9月1日
25	池袋駅前こころとからだのクリニック	東京都豊島区南池袋1-26-10 油木ビル4階	令和7年9月1日
26	柳沢医院	東京都豊島区南長崎6-21-21-1階	令和7年8月1日
27	赤羽すずらんメンタルクリニック 心と眠りの心療内科・精神科	東京都北区赤羽1-13-1 ミドリヤビル6階	令和7年8月1日
28	長岡クリニック	東京都北区王子1-10-13 旺栄ビル4階	令和7年8月1日
29	赤羽こちちクリニック	東京都北区赤羽2-23-2 鵬ビル1階及び2階	令和7年8月1日
30	医療法人社団翔和仁誠会 城北みみ・はな・のどサージクリニック	東京都板橋区板橋1-47-2 城北の杜2階及び3階	令和7年9月1日
31	ミックキッズクリニック	東京都板橋区板橋1-47-2 城北の杜1階	令和7年9月1日
32	上石神井オチクリニック整形外科	東京都練馬区上石神井2-1-16 上石神井メディカルビレッジB棟2階	令和7年9月1日
33	メディケアクリニック上石神井	東京都練馬区上石神井2-1-16 上石神井メディカルビレッジB棟1階	令和7年9月1日
34	上石神井ウィメンズクリニックすいすい	東京都練馬区上石神井2-1-16 上石神井医療ビレッジD棟2階	令和7年9月1日
35	上石神井こどもクリニック	東京都練馬区上石神井2-1-16 上石神井メディカルビレッジD棟1階	令和7年9月1日
36	平和台皮フ科	東京都練馬区平和台4-21-10 クリエンテ練馬平和台2階	令和7年8月1日
37	北綾瀬うめもと眼科	東京都足立区谷中4-8-1-4階	令和7年9月1日
38	北綾瀬内科	東京都足立区谷中4-8-1 ららテラス北綾瀬4階	令和7年9月1日

39	フォンテーヌホームケアクリニック	東京都葛飾区亀有3-4-2 キャッスル増田 2階	令和7年9月1日
40	医療法人社団淳友会 わたクリニック	東京都葛飾区青戸5-14-9	令和7年8月1日
41	たんぼぼ内科クリニック西葛西	東京都江戸川区清新町1-3-6 バトリア葛西1階	令和7年9月1日
42	あんどろファミリークリニック	東京都江戸川区一之江7-32-7 J UN店舗2階	令和7年8月1日
43	立川健診プラザ	東京都立川市柴崎町2-12-24 MK立川南ビル	令和7年9月1日
44	つつじヶ丘泌尿器科クリニック	東京都調布市東つつじヶ丘1-3-3 リビオつつじヶ丘2階3号室	令和7年9月1日
45	ぼかぼか内科・在宅総合クリニック	東京都町田市南つくし野2-28-8	令和7年9月1日
46	町田木曾整形外科リハビリテーションクリニック	東京都町田市木曾西4-12-43	令和7年9月1日
47	町田北口消化器・内視鏡内科クリニック	東京都町田市森野1-39-1 グランドүүлビル 3階	令和7年9月1日
48	医療法人社団みゆき会 みゆき消化器内視鏡クリニック	東京都多摩市永山1-5 ベルブ永山2階211号	令和7年8月1日
49	六角地藏整形外科クリニック	東京都西東京市西原町5-1-8 西原クリニックビル1階	令和7年8月1日
50	西東京わたらせクリニック	東京都西東京市南町5-5-13 田無丸八ビル201	令和7年8月1日
51	医療法人社団MORI DENTAL CLINIC Mori Dental Clinic	東京都港区南青山6-2-9 NYKビル2階	令和7年8月1日
52	清澄白河MIOs 歯科クリニック	東京都江東区平野2-2-25 A r b r e 深川101	令和7年9月1日
53	目黒通り歯科クリニック	東京都目黒区下目黒2-21-27 カーサ目黒102	令和7年8月1日
54	ティーズデンタルクリニック	東京都大田区南馬込5-43-3-2階	令和7年8月1日
55	ルブア歯科	東京都世田谷区梅丘1-34-3 HOUSING梅丘ビル1階	令和7年8月1日
56	ホワイトデンタルラビット矯正・小児歯科	東京都世田谷区南島山5-13-2 三松ビル4階	令和7年6月1日
57	たきもと歯科クリニック	東京都渋谷区広尾5-25-4 宝ビル2階	令和7年8月1日
58	駒込駅前スマイル矯正歯科	東京都豊島区駒込1-42-4-6階	令和7年9月1日
59	医療法人社団仁優会 雑司ヶ谷デンタルクリニック	東京都豊島区南池袋2-48-2 セザール池袋101号室	令和7年8月1日

60	さどう歯科医院	東京都板橋区徳丸1-59-11 サンハイム徳丸 店舗C	令和7年8月1日
61	那須歯科医院舎人	東京都足立区入谷1-9-18 ポインテアルト 2-2階	令和7年7月14日
62	かわしま歯科医院	東京都葛飾区四つ木1-47-12	令和7年8月1日
63	A L B A 歯科&矯正歯科 nonowa 東小金井	東京都小金井市梶野町5-1-1 nonowa 東小金井WEST 1階114 区画	令和7年9月1日
64	吉田歯科医院	東京都小平市仲町234	令和7年7月13日
65	歯科吉岡医院	東京都西東京市谷戸町3-26-2	令和7年5月22日
66	訪問看護ステーションさきはふ	東京都中央区日本橋人形町1-5-1 日本サンライズビル701	令和7年8月1日
67	共創みらい訪問看護ステーション上落合	東京都新宿区上落合2-26-3 共創未来メディカルケア内地下1階	令和7年8月1日
68	池上あおい訪問看護ステーション	東京都大田区池上8-8-8 P e r i d o t 101	令和7年9月1日
69	訪問看護かえりえ上板橋	東京都板橋区上板橋1-12-2	令和7年8月1日
70	訪問看護リベル 板橋西台	東京都板橋区西台3-1-14	令和7年9月1日
71	看護小規模多機能リベル 板橋西台	東京都板橋区西台3-1-14	令和7年9月1日
72	リノア訪問看護ステーション	東京都練馬区関町北3-35-1 センチュリー田中201	令和7年9月1日
73	訪問看護ステーションはな 大泉学園	東京都練馬区東大泉2-8-7 パレスフォンテンⅢ101	令和7年9月1日
74	きらめき訪問看護リハビリステーション 竹ノ塚事業所	東京都足立区伊興本町1-2-2 古俣ビル1階	令和7年9月1日
75	訪問看護ファミリー・ホスピス西葛西	東京都江戸川区西葛西3-4-9	令和7年8月1日
76	訪問看護ステーション デライト武蔵境	東京都武蔵野市境南町2-13-2 寿ビル3階	令和7年9月1日
77	訪問看護リベル 日野	東京都日野市万願寺5-6-10	令和7年9月1日
78	猫の手訪問看護ステーション	東京都国分寺市西恋ヶ窪1-43-3-105	令和7年8月1日
79	訪問看護ステーションありのまま	東京都国分寺市並木町2-11-5	令和7年8月1日
80	訪問看護ステーションユーナ	東京都武蔵村山市三ツ藤3-21-19	令和7年8月1日

81	ひばりヶ丘訪問看護ステーション	東京都西東京市住吉町5-6-3	令和7年8月1日
82	いつでも薬局 神田駅前店	東京都千代田区鍛冶町2-7-3 A. T. ビル1階	令和7年9月1日
83	ときわ薬局	東京都中央区日本橋久松町10-4 ソフィア日本橋1階	令和7年8月1日
84	いつでも薬局 新宿西口駅前店	東京都新宿区西新宿1-4-1 プリンズビル8階	令和7年9月1日
85	目白台薬局	東京都文京区目白台3-28-10 Tonowa Garden 目白台103号	令和7年8月1日
86	サエラ薬局 桜上水店	東京都世田谷区桜上水5-24-9-1階	令和7年9月1日
87	大江戸代田薬局	東京都世田谷区若林5-40-7	令和7年9月1日
88	れいわ薬局 三軒茶屋店	東京都世田谷区太子堂3-38-15 Brilliant 三軒茶屋ブラッサムテラス1階	令和7年9月1日
89	ニコニコ薬局 鳥山南口店	東京都世田谷区南鳥山5-19-12 スペースSFF1階	令和7年7月1日
90	南山堂薬局 笹塚店	東京都渋谷区笹塚1-58-8 京王不動産笹塚ビル1階	令和7年9月1日
91	れいわ漢方薬局 渋谷店	東京都渋谷区渋谷1-14-14 植村会館ビル2階	令和7年9月1日
92	あいせい薬局	東京都中野区沼袋1-45-5 尾張屋館101	令和7年8月1日
93	グレイス薬局	東京都北区赤羽南1-3-1	令和7年9月1日
94	田辺薬局 新板橋西店	東京都板橋区板橋1-47-2 城北の杜1階	令和7年9月1日
95	くるみ薬局上石神井	東京都練馬区上石神井2-1-16 上石神井メディカルビレッジA棟1階	令和7年9月1日
96	つむぐ薬局	東京都足立区竹の塚5-18-9 竹の塚マンション101	令和7年8月1日
97	調剤薬局ツルハドラッグ 亀有店	東京都葛飾区亀有4-2-3	令和7年9月1日
98	セントラル薬局 葛飾金町	東京都葛飾区金町5-29-24	令和7年9月1日
99	調剤薬局ツルハドラッグ 町田木曽西店	東京都町田市木曽西4-12-43	令和7年9月1日
100	ウェルパーク薬局 町田鶴川店	東京都町田市能ヶ谷2-24-9	令和7年9月1日
101	わかば薬局 豊田店	東京都日野市多摩平2-3-6 SKビル1階	令和7年8月3日

102	セントラル薬局 国立店	東京都国立市中1-1-6	令和7年8月1日
103	スギ薬局 清瀬旭が丘店	東京都清瀬市旭が丘1-233-1	令和7年9月1日

2 施術者

番号	施術者名	施術者住所	施術所名	施術所所在地	指定年月日
1	内田 友華		わかば鍼灸治療院	東京都港区三田3-4-6 マートルコート三田701	令和7年8月1日
2	伊藤 文夫	東京都文京区大塚6-27-6-201			令和7年8月1日
3	中目 暢彦	東京都文京区西片1-1-5 パークハイム文京西片301			令和7年8月1日
4	吉原 優子	東京都墨田区東向島5-4-10-602			令和7年8月1日
5	山中 絵里	東京都目黒区八雲2-12-1 プレステージパレス202			令和7年8月1日
6	岸本 迅風	東京都大田区久が原1-7-2			令和7年8月1日
7	長澤 幸仁	東京都大田区鶴の木1-12-25			令和7年8月1日
8	國領 彩子	東京都世田谷区羽根木1-15-1			令和7年8月1日
9	庄司 さつき	東京都世田谷区若林1-40-11			令和7年8月1日
10	鶴岡 幹也	東京都世田谷区千歳台3-31-19 シャルムNK101			令和7年8月1日
11	小川 一平		ニコススポーツマッサージ治療院	東京都渋谷区神山町10-7 渋谷ダイカンプラザシティ203	令和7年8月1日
12	秋葉 翔太郎	東京都中野区上高田4-34-12			令和7年8月1日
13	林 一治	東京都杉並区西荻南2-18-19-702			令和7年8月1日
14	吉澤 佳祐	東京都杉並区上高井戸1-22-4 ヴィレッジイン芦花605			令和7年8月1日
15	権田 弘興	東京都板橋区仲町15-2			令和7年8月1日
16	横山 哲也	東京都足立区平野2-11-4			令和7年8月1日

17	中岡 茂樹	東京都府中市紅葉丘3-47-52		令和7年8月1日
18	木村 省吾	東京都日野市旭が丘1-7-18 日野旭が丘ハイデンスA-306		令和7年8月1日
19	佐々木 悦郎	東京都国分寺市東恋ヶ窪4-22-42 第11クリスタルマンション203		令和7年8月1日
20	榮 嘉和	東京都三宅島三宅村坪田3087		令和7年8月1日

●東京都告示第五百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十条の二(法第五十五条第二項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定した医療扶助のための医療を担当する機関及び施術を担当する者から、次のとおり変更、廃止及び休止の届出があったので、法第五十五条の三第二号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条の二(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

変更

令和7年9月分

1 名称変更(医療機関)

番号	旧名称及び所在地	新名称	変更年月日
1	医療法人社団燈心会 ライトメンタルクリニック 東京都新宿区西早稲田3-20-3 レガリアタワーレジデンス地下1階	医療法人社団燈心会 ライトメンタルクリニック高田馬場院	令和7年5月29日
2	医療法人財団桜会 桜会病院 東京都足立区千住桜木2-13-1	桜会病院	令和7年6月1日
3	広尾調剤薬局 東京都港区南青山7-14-7 小寺ビル1階	たから薬局 日赤広尾店	令和7年8月1日
4	中川薬局 小平店 東京都小平市小川町1-766	あすびお薬局 小平店	令和7年7月1日
5	中川薬局 谷保店 東京都国立市谷保7217-2	あすびお薬局 谷保店	令和7年7月1日

2 所在地変更(医療機関)

番号	名称及び旧所在地	新所在地	変更年月日
1	ビジョン訪問看護ステーション 東京都中央区銀座8-15-10 銀座ダイヤハイソ506	東京都中央区銀座8-14-9 デュープレックス銀座402	令和5年9月1日
2	訪問看護ステーションみなもと 東京都港区三田4-6-3	東京都江戸川区中葛西4-12-4-20	令和7年8月1日
3	南池袋訪問看護ステーション 東京都豊島区南池袋3-4-2	東京都豊島区雑司が谷3-3-17	令和7年6月15日
4	訪問看護ステーション らっこなーす 東京都足立区本木西町11-15	東京都足立区梅田5-5-16 ガレージオフィス・プラムA	令和7年8月1日
5	訪問看護ステーション デューン多摩 東京都多摩市愛宕4-22-20 センタービルズB L D2階201号室	東京都多摩市中沢1-8-9 ヴィラエスポワール1階101号室	令和7年6月26日

3 氏名変更(施術者)

番号	施術者名	旧氏名	新氏名	変更年月日
1	井桁 優里	井桁 優里	押尾 優里	令和7年6月17日

4 住所地変更(施術者)

番号	施術者名	旧住所地	新住所地	変更年月日
1	徐 旻荻	東京都千代田区神田東松下町37-4-1階	東京都台東区入谷1-16-5-1001 ヴェレーナ上野入谷	令和7年7月1日
2	関口 知次	東京都北区豊島5-4-1-402	東京都北区赤羽台4-16-2-902	令和7年3月11日

5 開設している施術所の所在地変更(施術者)

番号	施術者名	施術所名称及び旧所在地	新所在地	変更年月日
1	齋藤 和夫	齋藤整骨院 東京都大田区中央1-21-3 岩市ビル102	東京都大田区山王3-14-7 おおみやビル101	令和7年8月1日
2	齋藤 和夫	斉藤鍼灸院 東京都大田区中央1-21-3 岩市ビル102	東京都大田区山王3-14-7 おおみやビル101	令和7年8月1日

6 開設している施術所の名称及び所在地変更(施術者)

番号	施術者名	施術所旧名称及び旧所在地	施術所新名称及び新所在地	変更年月日
1	関口 昌徳	もも整骨院 東京都江戸川区中葛西5-19-30	関口まさのり整骨院 東京都杉並区南荻窪2-9-7	令和7年6月4日
2	大内 嘉孝	マッサージ鍼灸 すまいる治療院 東京都府中市浅間町3-18-1 エルフォレスト717	おおうち指圧院 東京都小平市鈴木町2-150-4 須崎ビル2階	令和7年8月25日

廃止

令和7年9月分

医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	廃止年月日
1	医療法人社団正和会 栗原クリニック	東京都中央区銀座8-12-5-3階	令和7年7月31日
2	トルナーレ内科	東京都中央区日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町2階	令和7年7月31日
3	かみや町駅前クリニック	東京都港区虎ノ門4-2-4 ヨシノビル5階	令和7年6月21日
4	AZABU-JUBAN TT HEART CLINIC	東京都港区麻布十番3-10-1 LA CITY麻布十番CELEST E6階	令和7年7月21日
5	医療法人社団静晴会 山田胃腸科外科医院	東京都文京区根津1-16-10 イトーピア根津101号及び102号	令和7年8月30日

6	医療法人社団金井記念会 神泉青葉台皮膚科	東京都目黒区青葉台4-4-12 S-LINKS渋谷 地下1階	令和7年7月31日
7	中原医院	東京都大田区北千束3-33-3	令和7年8月1日
8	穂谷クリニック	東京都大田区東穂谷2-7-7	令和7年4月30日
9	土居皮膚科	東京都世田谷区梅丘2-14-11	令和7年6月30日
10	三茶医院め・みみはな	東京都世田谷区太子堂4-23-13-5階	令和7年6月17日
11	医療法人社団圭仁会 はしもとクリニック経堂	東京都世田谷区宮坂1-27-6	令和7年7月31日
12	たの眼科クリニック 中野分院	東京都中野区中野2-30-8 パールスカイ 2-2階	令和7年5月31日
13	救世軍ブース記念病院	東京都杉並区和田1-40-5	令和7年6月30日
14	上久保在宅クリニック	東京都豊島区北大塚2-16-9 ライオンズマンション白銀ビル404	令和7年3月16日
15	医療法人社団桜寿会 あいメディカルクリニック	東京都豊島区目白3-4-18 小野ビル3階	令和7年5月31日
16	柳沢医院	東京都豊島区長崎4-37-9-1階	令和7年7月31日
17	長岡クリニック	東京都北区王子1-10-13 旺栄ビル4階	令和7年7月31日
18	武内整形外科医院	東京都北区東十条3-7-10 納見ビル1階	令和7年5月31日
19	赤羽すずらんメンタルクリニック 心と眠りの心療内科・精神科	東京都北区赤羽1-13-1 ミドリヤビル6階	令和7年7月31日
20	医療法人社団秀博会 赤羽こちろクリニック	東京都北区赤羽2-23-2 鵬ビル1階及び2階	令和7年7月31日
21	医療法人社団藤寿会 ふじクリニック	東京都荒川区西尾久3-16-8 ロイヤルハイツリプラ1階	令和7年6月30日
22	平和台皮膚科	東京都練馬区平和台4-21-10 クリエシエンテ練馬平和台2階	令和7年7月31日
23	医療法人社団淳友会 わたクリニック	東京都葛飾区柴又1-2-1-1階	令和7年7月31日
24	医療法人社団清修会 高橋眼科医院	東京都葛飾区東立石4-43-7-1階	令和7年7月31日
25	一之江内科クリニック	東京都江戸川区一之江3-2-35 一之江TIAビル2階	令和7年8月1日
26	武蔵野台クリニック 内科・消化器内科	東京都府中市白糸台5-39-10 谷中商事ビル1階区画1	令和7年6月30日

27	芦谷眼科	東京都東大和市桜が丘3-44-14-7-101	令和7年7月31日
28	医療法人社団みゆき会 みゆきクリニック	東京都多摩市連光寺1-8-3	令和7年7月31日
29	六角地藏整形外科クリニック	東京都西東京市西原町5-1-8 西原クリニックビル1階	令和7年7月31日
30	西東京わたらせクリニック	東京都西東京市南町5-5-13-201	令和7年7月31日
31	西川デンタルクリニック	東京都新宿区西落合3-30-8 ウメダビル2階	令和7年6月22日
32	アリス小児歯科医院	東京都江東区大島4-2-3	令和7年7月22日
33	医療法人社団TSG ティーズデンタルクリニック	東京都大田区南馬込5-43-3-2階	令和7年7月31日
34	桑澤歯科医院	東京都大田区矢口1-6-17 エクセレンスコート橘地下1階	令和7年7月18日
35	つじむら歯科クリニック	東京都世田谷区羽根木1-31-21 ドクターズプラザ羽根木4階	令和7年5月30日
36	医療法人社団相明会 イワモト歯科医院	東京都世田谷区大原1-12-20-1階	令和7年7月31日
37	高山歯科医院	東京都世田谷区南島山5-13-2 三松ビル4階	令和7年5月31日
38	たきもと歯科クリニック	東京都渋谷区広尾5-25-4 宝ビル2階	令和7年7月31日
39	中島歯科	東京都中野区本町4-44-14-201	令和7年7月6日
40	中沢歯科医院	東京都杉並区和泉3-42-5	令和7年7月1日
41	山幸歯科医院	東京都葛飾区西新小岩4-27-11	令和7年7月5日
42	歯科吉岡	東京都西東京市谷戸町3-26-2	令和7年5月21日
43	シップ訪問看護ステーション多摩川	東京都大田区多摩川1-4-8 アリビオ203号室	令和7年8月31日
44	訪問看護ステーション 光陽	東京都府中市緑町3-7-5 ソレアド東府中601	令和7年7月31日
45	スギ薬局 虎ノ門ヒルズ駅前店	東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル1階	令和7年6月30日
46	白金台南薬局	東京都港区白金6-6-1 マンション芝白金1階106号	令和7年5月31日
47	サポート薬局 新宿店	東京都新宿区新宿3-17-2 アカネビル地下1階	令和7年8月1日

48	WAKARU薬局 東大前店	東京都文京区本郷6-2-2 平尾ビル1階	令和7年3月31日
49	ファーマケア訪問薬局	東京都目黒区目黒2-15-14 FSDビル3階	令和7年7月15日
50	るふと薬局	東京都中野区東中野1-36-3 深沢ビル101	令和7年7月23日
51	池田薬局 FRESH GREEN 中野店	東京都中野区野方1-5-17 中野ダイヤハイソ104	令和7年6月30日
52	あいせい薬局	東京都中野区沼袋3-28-9	令和7年7月31日
53	滝野川薬局	東京都北区滝野川3-40-1	令和7年7月31日
54	ひまわり薬局	東京都北区東十条2-6-5 第二富士ビル1階	令和7年6月1日
55	オダ薬局	東京都練馬区田柄2-17-7	令和7年6月30日
56	一乃木薬局	東京都足立区竹の塚5-18-9-101	令和7年7月31日
57	内田薬局	東京都葛飾区東金町1-15-4 泉パラッツォ1階	令和7年6月30日
58	のぞみ薬局	東京都葛飾区四つ木5-11-10	令和7年7月31日
59	エド川薬局	東京都江戸川区北小岩4-6-1 ラ・ヴェール1階	令和7年6月30日
60	けやき薬局 小平店	東京都小平市美園町3-10-10	令和7年7月31日
61	なのはな薬局	東京都日野市多摩平5-2-58	令和7年8月2日
62	セントラル薬局 国立店	東京都国立市中1-1-6	令和7年7月31日

休止
令和7年9月分

医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	休止年月日
1	しんせい心のクリニック 門前仲町	東京都江東区門前仲町1-6-11 トレディパーチェ門前仲町4階	令和7年6月30日
2	にしあらい生活習慣病クリニック	東京都足立区西新井栄町1-18-11 プロシード・アルティア西新井1階	令和7年6月7日

●東京都告示第五百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定した医療扶助のための医療を担当する機関の指定の辞退があつたので、法第五十五条の三第三号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月八日

東京都知事 小池 百合子

辞退
令和7年9月分
医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	辞退年月日
1	神田室町こころクリニック	東京都千代田区鍛冶町1-8-2 スズトミビル7階	令和7年9月5日
2	高田馬場内科・皮膚科クリニック	東京都新宿区西早稲田2-18-20 VORT西早稲田1階	令和7年9月30日
3	医療法人社団円遊会 高田馬場クリニック皮膚科	東京都新宿区高田馬場2-14-27 村山ビル3階	令和7年9月1日
4	自由ヶ丘メディカル内視鏡クリニック	東京都目黒区自由が丘1-24-5 福松ビル1階	令和7年9月16日
5	ひるま甲狀腺クリニック 蒲田	東京都大田区西蒲田7-48-3 大越ビル2階201	令和7年9月25日
6	かまたレディースクリニック	東京都大田区蒲田5-11-10 FUNDES蒲田9階	令和7年8月31日
7	方南通り脳神経外科クリニック	東京都杉並区大宮1-3-12 ギャレリア杉並1階	令和7年9月20日
8	ゆうハートクリニック大泉学園	東京都練馬区東大泉1-37-2 三幸産業第6ビル 2階	令和7年9月8日
9	医療法人社団MEDIQOL 曙橋駅前スマイル歯科・矯正歯科	東京都新宿区愛住町22 第3山田ビル1階	令和7年9月19日

●東京都告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年四月八日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所

新島村字瀬戸山一・二番・一三三番（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び新島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年四月八日

令和八年四月八日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所

大島町元町字千坪山二九一番四（次の図に示す部分に限る。）、二九〇番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

規 則（教）

東京都教育委員会行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月八日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十号

東京都教育委員会行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会行政手続条例施行規則（平成七年東京

都教育委員会規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「及び第二条」を「から第三条まで」に、「第二条第二号」を「第三条第二号」に改める。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

東京都教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月八日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十一号

東京都教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年東京都教育委員会規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第六十九号

令和七年十一月九日執行の葛飾区長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

令和八年四月八日

東京都選挙管理委員会

7 選 第 9 3 7 号

裁 決 書

審査申立人 谷野 正志朗

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和8年1月10日に提起された、令和7年11月9日執行の葛飾区長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が本件選挙における選挙の効力に関し不服があるとして、令和7年11月21日付けで葛飾区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議申出」という。）をしたところ、区委員会は、同年12月25日、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙の効力を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 8年前に行われた当委員会の葛飾区議会議員選挙の一差審査の際、選挙束の誤積みが発覚した。区委員会は本件選挙には関係ないとしている。今回、区委員会は原決定において、本件選挙の投票点検は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第66条第2項及び第67条の規定により選挙立会人3人が開票に立ち会い、選挙長と共に投票の点検を、点検後に開票速報に押印していること、法第83条第1項の規定により、得票数の確定後には、選挙長が選挙録を作成して、選挙立会人と共に署名を行っていることから、法の規定に反することなく開票を執行しているとして、棄却になった。

ところが、本件選挙の4人の立候補者のうち、うめだ信利候補（以下「うめだ候補」という。）、ひょうどう秀一候補（以下「ひょうどう候補」という。）、申立人は選挙立会人を立てておらず、仮に3候補の立会人が開票に異議を申し立てると3対3となり、最終的には選挙長の判断に委ねることになる。選挙長は現職区長支持会派の区議OBであり、最初から誤積みを想定した立会人の配数にも思える。

(2) 区委員会によると、総束数は目視点検するが各束（500票）は点検しないという。青木かつのり候補（以下「青木候補」という。）181束、ひょうどう候補20束、申立人26束、うめだ候補68束の開票に3人が立ち会い、点検も選挙長と共にを行い、点検後開票速報に押印しているが、ひょうどう候補、うめだ候補、申立人3人は立候補者の肌感覚として得票に疑問を持ち審査を希望している。

裁 決 の 理 由

令和8年1月10日付けの書面により、当委員会には同月15日に到達した本件審査の申立てについて、当委員会が形式的要件を審査したところ、不備があったことから、同月19日に申立人に補正を求めた。当委員会は補正後の本件審査の申立てについて形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。

本件審査の申立てに伴い、令和8年2月26日に区委員会から弁明書及び関係資料の提出を受けたため、同月27日、申立人に対して反論書の提出を促す文書を送付し、申立人から同年3月9日に反論書の提出がなされた。当委員会はそれらの内容を慎重かつ厳正に審理した。

その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」(最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續きに関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう。」(最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決)とされている。

2 以上の観点から、申立人の主張する本件審査の申立てについて、選挙が無効とされる場合に該当するか否か順次検討する。

(1) 2 審査の申立ての理由(1)について

申立人は、平成29年11月12日執行葛飾区議会議員選挙(以下「平成29年区議選」という。)に係る当選の効力に関する審査申立てにおいて当委員会が行った開投点検の際に誤積みがあったことや、本件選挙の4人の立候補者のうち、うめだ候補、ひょうどう候補及び申立人は選挙立会人を立てておらず、仮に3候補の立会人が開票に異議を申し立てると3対3となり、最終的には選挙長の判断に委ねることになるが、選挙長である葛飾区選挙管理委員会委員長は現職区長支持会派の区議OBであり、最初から誤積みを想定した立会人の配数にも思える」と主張する。しかし、平成29年区議選に係る当委員会における開投点検の際の誤積みについて主張するが、当委員会においてそのような事実があったという記録はない。

また、本件選挙において、4人の立候補者のうち、青木候補は選挙立会人選任届を本件選挙の選挙長(葛飾区選挙管理委員会委員長。以下「本件選挙長」という。)に届け出ているが、うめだ候補、ひょうどう候補及び申立人については、いずれも本件選挙長へ選挙立会人選任届を届け出ているがなかった。かかる選挙立会人の選任については、法第76条の規定において準用する法第62条第1項の規定により、公職の候補者は、当該選挙の選挙権を有する者(第79条第2項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示がされた場合にあつては、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者)の中から、本人の承諾を得て、選挙立会人となるべき者を1人定め、その選挙の期日前3日までに、当該選挙長に届け出ることができるとされており、選挙立会人を選任するかどうかについては候補者の意思に基づくものであり、義務ではない。したがって、うめだ候補、ひょうどう候補及び申立人は、いずれも選挙立会人を選任し本件選挙長へ届け出ることができたものであるが、その届出を提出しなかったにすぎないものである。

一方、法第76条の規定において準用する法第62条第9項の規定により、選挙立会人が3人に達しないときは、当該選挙長は当該選挙の選挙権を有する者の中から3人に達するまで選挙立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、選挙会に立ち会わせなければならないとされている。本件選挙においては、青木候補のみが選挙立会人選任届を本件選挙長へ届け出ていることから、法定の届出期限である11月6日午後5時時点で立候補者から届出のあった選挙立会人は1人であり、本件選挙長は残り2人を本件選挙の選挙権を有する者の中から選任しなければならなかった。そのため、本件選挙長は、同規定に基づき本件選挙の選挙権を有する、葛飾区明るい選挙推進委員の中から選挙立会人2名を選任している。

その他、申立人が種々主張する点については独自の理論であつて採用することはできない。

よつて、本件選挙において、区委員会に「選挙の規定に違反する」行為は認められないから、選挙無効の理由にはならない。

(2) 2 審査の申立ての理由(2)について

申立人は、選挙立会人が目視で総束数を確認するだけで、各束(50

0票）に手を触れることなく目視点検後に押印していることを理由に、立候補者の肌感覚として得票数に疑問がある旨を主張する。

しかし、本件選挙の選挙会は、法第76条の規定において準用する法第62条の規定に基づき適法に選任された3人の選挙立会人が立ち会い、本件選挙長は法第66条の規定に則り投票の点検を行っている。そして、得票数の確定後は、法第83条第1項の規定に基づき、本件選挙長は選挙録を作成し、選挙立会人と共に当該選挙録の記録が真正であることを確認し、適法に選任された3人の選挙立会人がそれぞれ署名しているところであり、区委員会が「選挙の規定に違反」している点は見当たらない。

また、申立人の主張は具体的かつ客観的な事実や証拠を示すことなく、立候補者の肌感覚という主観的な主張にとどまるものである。

よって、本件選挙において、区委員会に「選挙の規定に違反する」行為は認められないから、選挙無効の理由にはならない。

なお、申立人は反論書において、6,000票を超える不明票があり、申立人の姓である「谷野（たにの）」を「やの」、「やとの」又は「こやの」と誤読されて記載された票が混在する可能性を主張している。

本件選挙の選挙録によると、無効投票数は6,229票であり、申立人のいう「不明票」とはかかる無効投票を意味するものと推測する。

仮に申立人の主張するような「谷野」の姓を誤読した票が無効投票に含まれていたとしても、当選人である青木候補の得票数（90,445票）と申立人の得票数（12,602票）との得票差は77,843票であることから、候補者の当落に現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性は皆無であるといえる。

よって、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」には当たらず、この点についても選挙無効の理由にはならない。

第2 審理の結果

以上のとおり本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第2項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8年3月25日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明

法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。